

特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センター
2020年度事業計画

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修事業については、当面開催を見合わせるとともに、相談業務についても、ホームページの充実を図るなど工夫をして、より効率的な相談対応を心がけることとします。

1 運営の基本方針

成年後見制度を権利擁護のツールとして積極的に活用するとともに、本人らしい暮らしを支える権利擁護支援の地域連携ネットワークをつくる。

2 2020年度運営方針

- (1) 権利擁護、成年後見制度及び権利擁護支援センターの周知
- (2) 各市町の社会資源等の実情の把握と関係機関とのネットワークづくり
- (3) 中核機関としての仕組みづくり
- (4) 市町成年後見制度利用促進計画策定支援
- (5) 新たな相談・研修方法の検討

3 主な事業（受託事業）

(1) 成年後見制度相談事業

ア 電話相談（ビデオ通話による相談も対応）

- ・平日午前9時から午後5時まで

イ 面談相談

- ・平日午前9時から午後5時まで
- ・原則、予約制

ウ 巡回相談

- ・ 1組50分で、1日3組（午後1時30分～2時20分、2時30分～3時20分、3時30分～4時20分）

- ・ 受付は、尾張北部権利擁護支援センター（電話、ファックス）で行う。

市町	開催日	会場
小牧市	第 1 火曜日	<u>小牧市東部市民センター会議室</u>
岩倉市	第 2 水曜日	岩倉市ふれあいセンター福祉団体活動室
大口町	第 3 火曜日	大口町健康文化センター相談室
扶桑町	第 4 木曜日	総合福祉センター相談室 1

(2) 申立て支援

ア 親族申立て

- ・ 親族からの相談が、そのまま申立てに繋がるケースが多く、申立ての支援を行う。

イ 市長・町長申立て

(3) ケース対応

ア 判断能力が不十分な方が関わる虐待、自立支援など、成年後見制度の利用を検討するため、ケース検討会議に参加する。

イ 成年後見制度の利用が必要な場合は、申立支援、後見人等候補者の調整を行う。

ウ 必要な場合には、法人受任を行う（法人受任ガイドライン）。

(4) 権利擁護・成年後見制度にかかる講演会、研修会等

ア 権利擁護講演会（大口町）

イ 権利擁護支援者養成研修（扶桑町）

ウ 行政職員・福祉職員のための成年後見制度研修会（小牧市）

エ 住民のための成年後見制度講習会（岩倉市）

オ 権利擁護支援地域連携ネットワーク研修会

カ 地域住民（老人クラブ、民生委員協議会等）からの依頼による勉強会

キ 地域の支援組織（地域包括支援センター、自立支援協議会等）から

の依頼による勉強会

(5) 運営組織

ア 運営協議会（主催：幹事市（小牧市）、年3回）

- ・ 構成員 市町担当課長（8名）及び担当者
- ・ 協議内容 ①センター委託業務内容、②予算、③利用促進計画、④利用支援制度運用ルール等制度の検討、⑤その他

イ 適正運営委員会（主催：権利擁護支援センター、年6回）

- ・ 構成員 市町担当課長（4名）、弁護士（1名）、司法書士（1名）、社会福祉士（1名）、精神保健福祉士（1名）、社会保険労務士（1名）
- ・ 協議内容 ①個別ケース対応状況の適否の検討、②法人受任の可否の検討、③利用支援制度運用ルール等制度の検討、④苦情処理委員会としての対応、⑤その他
- ・ 原則偶数月に午後3時半から午後5時まで開催

(6) 成年後見制度・権利擁護支援センター周知活動

ア リーフレットの配付

イ ホームページの充実

- ① 相談対応時に使う説明資料、研修会資料などの掲載
- ② FAQ(よくある質問)、リンク先など参照資料の充実
- ③ 動画等の充実

ウ 各種会合での御案内

- ・ 区長会
- ・ 民生委員協議会
- ・ 障害者自立支援協議会
- ・ 居宅介護支援事業所連絡会 など

(7) 中核機関としての仕組みづくりの検討

ア 中核機関に求められる機能の検討

- ①司令塔機能・・・地域の権利擁護支援の全体構想の設計と進捗管

理、コーディネート等を行う。

②事務局機能・・・地域における協議会を運営する。

③進行管理機能・・・地域において「3つの検討・専門的判断」（「権利擁護支援の方針」、「成年後見制度利用」、「モニタリング・バックアップ」）を担保する。

イ 地域における成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき内容の検討

(8) 市町各種諮問委員会等への参加

- ・地域包括ケア会議、障害者自立支援協議会、地域福祉計画策定委員会等、権利擁護に関連する委員会に委員として選任されるよう依頼（無報酬）

4 法人独自事業

(1) 会員の拡充に努める

(2) 会員への活動状況の周知

- ・メールマガジン、会報を通じて、会員へ活動状況を報告する。

2020年度研修会開催予定一覧表

No	研修名	目的・内容	対象者	予定定員	開催時期	開催地
1	権利擁護講演会	市民・町民への権利擁護の啓発及び成年後見制度の周知のため。弁護士等専門職・学識経験者による講演やシンポジウムなど。3時間程度。	市民・町民	300人	未定	大口町
2	権利擁護支援者養成研修	職務上認知症など判断能力が不十分でない人に関わる人や権利擁護支援に関わる仕事に従事する人の人材育成のため。6時間×2日間程度。	ケアマネジャー、銀行員、日常生活自立支援員等	50人	未定	扶桑町
3	行政職員・福祉職員のための成年後見制度研修会	判断能力のない人に関わる機会のある行政職員や福祉職員に成年後見制度の基礎や関係機関につなぐことを学ぶ。2時間程度。	行政職員、福祉関係職員	100人	未定	小牧市
4	住民のための成年後見制度研修会	住民を対象に成年後見制度の利用について学ぶ。2時間程度。	市民・町民	100人	未定	岩倉市
5	地域連携ネットワーク研修会	成年後見制度の活用にあたり、チーム支援を推進するため、法律職、福祉職が連携するための研修。2時間程度	行政職員、法律職、福祉職	50人	未定	4市町巡回を予定

※このほか、随時、地域住民（老人クラブ、民生委員協議会等）、支援組織（地域包括支援センター、自立支援協議会等）からの依頼要請による勉強会を随時実施する。

